

開三小サッカークラブ規約

<本クラブの主旨>

本クラブは、原則として開進第三小学校の児童およびその地域に在住する児童を対象とし、自主的な立場において心身ともに健全な少年少女を育成するとともに会員相互の親睦を深めるための組織である。

<開三小サッカークラブ規約>

第1章 総則

- 第1条 本クラブは、開三小サッカークラブ(略称 FC開三)と称す。
- 第2条 本クラブは、サッカーを通じて心身ともに健全な少年少女を育成し、会員相互の親睦を深めることを目的とする。
- 第3条 本クラブは、学校の正課のクラブ活動や指導とは異なり、学校を離れた独立の団体である。
- 第4条 本クラブは、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. 練習(平日の火、水、金曜日および第2、第4土曜日)
 2. 各種公式試合出場
 3. 他チームとの親善・練習試合
- 第5条 本クラブの運営を円滑に進めるために父母会を設ける。

第2章 クラブ員

- 第6条 本クラブのクラブ員は、原則として開進第三小学校の児童およびその地域に在住する児童とし、本クラブの主旨に賛同する少年少女とする。
- 第7条 クラブ員は、スポーツマンとしての自覚を持ち、次の通り子供らしくかつ礼儀正しい行動をとらなければならない。
1. あいさつの励行(おはよう、ありがとう、こんにちは、さようなら等)
 2. 人の話をよく聞く(話し手の目を見て聞く)
 3. 迅速に行動する(集合は駆け足で)
 4. 集団の規律を乱さない(団体行動を取るときのルールをまもる)
 5. 活動を無断で欠席しない(練習、試合等)

第3章 父母会

- 第8条 本クラブには、クラブ員の保護者により構成される父母会を置く。
- 第9条 父母会は、活動時の引率および当番、その他本クラブの円滑な運営を進めるために必要な協力を行う。
- 第10条 父母会には次の役員を置き、本クラブの運営を行う。
1. 父母会代表 1名(副代表を選出する場合もある)
クラブを代表し、スムーズな運営が行えるよう取り仕切る。

父母会を代表し、その一切を司る。
各学年代表への連絡および指示を司る。
〔年度ごとのチーム状況により父母代表補佐(庶務)を選出する場合もある〕

2. 学年代表 6名(各学年1名、但し学年によっては2名選出しても良い)
学年代表として連絡を担当するとともにクラブ運営の協力をを行う。
3. 会計係 1名(会計補佐を選出する場合もある)
クラブ会費の徴収、運営費用の支払い等の会計事務を行う。
4. 用具係 1名(用具補佐を選出する場合もある)
活動に必要な用具の購入、整備および管理を行う。
5. スポーツ保険係 1名
スポーツ障害保険の加入・脱退の手続きを行う。
6. イベント担当 1名(各イベントごとに担当を選出する場合もある)
年中行事、合宿等のイベント管理・運営を行う。

第11条 役員の任期は、3月1日から翌年2月末日までの1年間とし、3月を引継期間とする。

第12条 役員に欠員が生じたときは、直ちに後任者を選出する。

第13条 途中で新たに選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 役員は、任期終了後も後任者が決定するまでその任務を行う。

第15条 役員は、再選されることができる。

第4章 総会

第16条 本クラブの最高議決機関として、クラブ員の保護者および監督、コーチにより構成される総会をおく。

第17条 総会は、父母会役員が必要と認めたときに開催する。(通常は、前期・後期の2回開催する)

第18条 総会は、父母会代表が召集する。

第19条 父母会の会員は、総会に必ず出席するものとし、やむを得ない事情により出席することができないときは、必ず委任状を提出しなければならない。

第20条 総会は、委任状も含めて父母会会員の過半数の出席により成立するものとし、議案の採決は出席者の過半数の賛成によるものとする。

第21条 総会は、監督およびコーチに対する解任権を有する。

第5章 役員会

第22条 本クラブに父母会により構成される役員会を置き、必要の都度適宜開催する。

第6章 監督およびコーチ

- 第 23 条 本クラブは、監督およびコーチを配属する。
- 第 24 条 監督およびコーチは、役員会において選出、決定される。
- 第 25 条 監督およびコーチに対しては指導料を支払うものとし、その金額は役員会で決定する。
- 第 26 条 監督およびコーチの指導契約期間は1年間とし、以降継続する場合は再度本クラブとの相互確認をもって継続される。

第 7 章 入部(会)および退部(会)

- 第 27 条 本クラブに入部を希望する者は、所定の入部申込書を代表に提出しなければならない。
- 第 28 条 保護者は、入部と同時に自動的に父母会に入会する。
- 第 29 条 クラブ員が退部するときは、その旨代表に申し出、退部届を提出しなければならない。
- 第 30 条 1ヶ月以上の無断欠席または2ヶ月以上の部費の滞納があったクラブ員は、自動的に退部したものとみなす。
- 第 31 条 休部に関する規定を下記の通り定め、休部届けを提出しなければならない。

受験のための休部期間は、最長 1 年間とする。

怪我・病気による休部期間は最長 2 ヶ月間とし、さらに完治まで時間を要する場合は診断書を提示し、再度休部届けを申請する。

上記以外の理由(本人あるいは家庭の事情等)による休部は、最長 1 ヶ月間とする。1 ヶ月を経過し部へ復帰する意思が認められない場合は、自動的に退部したものとみなす。

- 第 32 条 クラブ員は、入部時に次の用具を用意する。

1. シャツ チームTシャツ(その他運動の出来るウエアー)
2. ショーツ 黒および白
3. ストッキング 赤および白
4. トレーニングシューズ
5. サッカーボール 4号球
6. スネ当て

第 8 章 事故の処置、責任

- 第 33 条 クラブ員は、全員スポーツ障害保険に加入する。
- 第 34 条 本クラブは、クラブ員または保護者の活動中または活動に伴う移動中の負傷や疾病において応急 処置を行うが、その他の責任は一切負わない。

第 9 章 会計

- 第 35 条 本クラブの経費は、クラブ費および入部金によって賄う。
- 第 36 条 クラブ費は、3ヶ月毎 年4回 月初に徴収する。その徴収額は、別表1に記す通りとする。
- 第 37 条 一度納入された入部金は、理由の如何にかかわらず払い戻しをしない。 但し、クラブ費についてはその限りでない。

第38条 会計係は、その会計年度の収支を総会に報告しなければならない。

第39条 会計監査は、会計係り以外の第三者によって監査されなければならない。

第10章 引率および当番

第40条 クラブ員の保護者は、クラブ員の活動時における引率および当番を公平に引き受けなければならない。

第41条 引率および当番に当たった保護者が、やむを得ない事情により当日の引率および当番を行うことができない場合、当該保護者が他の保護者の了承を得ることにより引率および当番を交替することができる。(その旨学年代表に連絡する)

第11章 慶弔

第41条 本クラブは、クラブ員、クラブ員の家族(父母)およびコーチ、コーチの家族(父母)の慶弔に対し別途定める慶弔費を設ける。その方法に関しては、役員会で都度決定する。

第12章 OB会

第42条 本クラブは、クラブの運営やイベント協力を目的とし、クラブ卒部生、父兄およびコーチによるOB会を設け、その名称を「FC開三OB会」と称す。OB会には事務局を設け、OB会会長および運営協力者を募り、本クラブの発展のためボランティアの精神で協力して戴き、親睦を深めることを目的とする。

<付則>

第1条 規約は総会において変更、改訂を行うことができる。

第2条 この規約に規定されていない事項のうち重要な事項については、総会において随時決定する。

第3条 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

<改定および追加事項履歴>

平成11年3月10日初版作成

平成11年3月27日役員会承認

平成12年4月15日第10条および第35条改訂。

平成14年5月13日第10条および第31条を改訂。

平成15年2月20日第10条改訂および第11, 12章追加。

平成17年3月23日第10条改訂および第31条改定。

平成19年1月24日第36条 運営予備費に関する規定を追加。

平成19年2月7日第31条 休部に関する規定を追加。

平成23年3月21日第32条 シャツ、ストッキング色の変更および第36条クラブ費を改訂。

平成27年5月8日第10条 副代表の選出に関する規定を追加。

平成27年5月8日第36条 クラブ費徴収に関する記述の改訂。

平成27年5月8日第36条に基づく別表1の追加。

平成29年5月13日第36条に基づく別表1の改訂。

別表1： クラブ費について

平成29年4月より下記のようにクラブ費徴収額を改定する。

1年生～6年生 : ¥4,000. - / 月 3ヶ月毎の徴収月に¥12,000. -を徴収

注)従来徴収していた予備費の徴収は廃止し、また兄弟割引規定は従来通り適応する。

上記徴収額は、次回クラブ費徴収額の改定まで有効とする。